平成２１年（フ）第２９０号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3394番地
債務者　江藤　義秋
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒田　英隆
4　破産債権の届出期間　平成21年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２９１号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3394番地
債務者　山田　　誠
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒田　英隆
4　破産債権の届出期間　平成21年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３９４号
長野市川中島町今里12番地
債務者　中山　五郎
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　武寛
4　破産債権の届出期間　平成22年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月25日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８３号
石川県七尾市万行町19部２番地２
債務者　黒崎真奈美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩谷　　脩
4　破産債権の届出期間　平成21年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第９９３号
熊本県水俣市湯出2016番地
債務者　吉海　勝彦
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　リーガル・プロ
4　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２１２号
静岡県富士市江尾224番地の14、前住所静岡県富士市中野490番地の335
債務者　保坂　俊次
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　佳雄
4　破産債権の届出期間　平成22年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２１６号
静岡県富士市新橋町２番７号
債務者　保坂　　昭
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　佳雄
4　破産債権の届出期間　平成22年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２０１号
静岡県富士市国久保２丁目３番29号、前住所静岡県富士市中央町２丁目５番７―103号
債務者　種村　正之
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小長谷　保
4　破産債権の届出期間　平成22年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２０２号
静岡県富士市吉原４丁目23番11号、前住所静岡県富士市伝法3647番地の１
債務者　藤巻　　要
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小長谷　保
4　破産債権の届出期間　平成22年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２１７９４号
千葉県印西市原山１丁目３―７―406
債務者　高山　　修
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花﨑　浜子
4　破産債権の届出期間　平成21年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１１６号
北海道北見市北央町115番地11　福田マンション２―３号
債務者　日下　敏雄
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第２９６号
茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1307番地15　渡辺住宅３号、旧住所茨城県稲敷郡阿見町中央１丁目４番28号
債務者　鬼塚　正勝
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３０１号
茨城県かすみがうら市坂4357番地49
債務者　大津　　稔
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３０４号
茨城県つくば市二の宮４丁目６番地１　小野崎アパート９棟305号
債務者　大前貴美子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２４４号
埼玉県新座市西堀２丁目14番35号、旧住所埼玉県新座市西堀２丁目12番５号
債務者　河崎　和江
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５９号
さいたま市桜区山久保１丁目17番26号　初穂マンション北浦和104号
債務者　武田　浩美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係